

令和5年4月1日

尼崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

尼崎市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、尼崎市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が重要な所掌事務として明確に位置づけられた。

このため、管内の農地の利用状況調査・利用意向調査を実施し、特に本市は全域が市街化区域であるため、生産緑地や相続税等納税猶予適用農地については、その制度や税制上の趣旨を踏まえ農地が有効に利用されるよう当該農地の適正管理の指導を行う。

さらに、農業委員会系統組織運動に呼応し農業委員会活動の強化に取り組むとともに、都市農地のもつ多面的機能・役割を活用した都市型農業施策の推進や市街化区域における相続税等納税猶予制度の見直しについて、市、政府をはじめその他関係機関に要請し都市農業の振興及び良好な都市環境の形成に資するため「農」のあるまちづくりの推進に取り組む。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、尼崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 遊休農地発生防止・解消の具体的な目標、推進方法及び評価方法

(1) 具体的な目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和 4年12月)	83ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和 7年12月)	73ha	0ha	0%
目 標 (令和14年12月)	59ha	0ha	0%

(2) 具体的な推進方法

毎年、1月頃に利用状況調査を実施し、新たな遊休農地を発生させないため、早期発見、早期指導に努める。

(3) 評価方法

遊休農地の発生防止・解消の評価方法は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。